

一部事務組合下北医療センター議会第132回定例会会議録

議事日程

平成31年3月20日（水曜日）午後3時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 管理者運営方針

第5 議案一括上程、提案理由の説明

第6 一般質問

第7 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第2号 一部事務組合下北医療センター料金及び手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第3号 一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第4号 一部事務組合下北医療センター専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第5号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- (6) 議案第6号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- (7) 議案第7号 平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算
- (8) 議案第8号 平成31年度一部事務組合下北医療センター予算
- (9) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (10) 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (11) 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16人）

1番	工藤	祥子	9番	正根	秋雄
2番	菊池	広志	10番	岩泉	利春
3番	菊池	光弘	11番	小笠原	清一
4番	岡崎	健吾	12番	奥島	貞太
5番	佐賀	英生	13番	杉山	典和
6番	斉藤	孝昭	14番	蛸島	尚
7番	濱田	栄子	15番	竹内	
8番	佐々木	肇	16番	宮川	

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下	宗一郎	むつ総合病院 医師	吉内	栄光
代表副管理者	金澤	満春	むつ総合病院 企画課長	岩瀬	圭吾
副管理者	富岡	宏視	むつ総合病院 兼事業本部長	佐藤	信彦
副管理者	樋口	秀美	国民健康保険 大間病院事務	徳田	勝
東通村副村長	林川	西伸	国民健康保険 事務所	角谷	純一郎
代表参事	齊藤	秀人	国民健康保険 川内診療所	岩間	貴志
代表監査委員	橋爪	正一	国民健康保険 協野診療所	三國	正人
むつ総合病院 事務局長	山本	伸一	国民健康保険 風事務所	中村	昭彦
事業本部事務局長	木村	善弘	国民健康保険 東事務所	伊藤	大治郎
事業本部事務局長 兼むつ総合病院 事務局長	甲田	久美子	佐井地区診療 所	佐藤	純也
むつ総合病院 看護局長	柳谷	孝志	むつ市総務部 市長公室	金澤	寿々子
むつ総合病院 事務局長	松山	勝	むつ市総務部 市長公室	山田	真由美
むつ総合病院 事務局長	齊藤	洋一	むつ市総務部 市長公室		
むつ総合病院 事務局長	澁田	剛	監査委員事務 局長		

出席事務局職員

事 業 本 部
事 務 局 主 査

高 田 耕 次

事 業 本 部
事 務 局 主 事

畑 中 拓 真

事 業 本 部
事 務 局 主 事

今 雅 行

事 業 本 部
事 務 局 主 事

伴 翔 太

◎開会及び開議の宣告

午後 3時00分 開会・開議

○議長（斉藤孝昭） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第132回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（斉藤孝昭） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、4番岡崎健吾議員及び9番正根秋雄議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第3 行政報告を行います。

管理者から報告を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） むつ総合病院における窃盗被害につきまして、去る平成30年12月14日開会の第28回臨時会に報告した後の事件の推移についてご報告申し上げます。

平成30年11月20日に逮捕、12月10日には起訴されておりました医薬品納入業者の元社員は、その後12月27日追起訴され、年が明けた本年1月31日の第1回公判を経て、3月1日に判決が下されております。懲役2年の求刑に対し、判決は懲役2年、執行猶予3年の有罪判決ということでありました。

次に、むつ総合病院がこうむった損害につきましては、元社員及び医薬品業者の双方と交渉し、賠償金を受領しております。賠償金は、被害額元金相当分として1,377万8,690円に遅延損害金484万5,228円を加えた合計1,862万3,918円を3月13日までに受領いたしました。

これで刑事、民事の両面にわたり一通りの決着を見ましたので、ご報告を申し上げます。

○議長（斉藤孝昭） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 管理者運営方針

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第4 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 一部事務組合下北医療センター議会第132回定例会の開会に当たり、平成31年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協力

をお願い申し上げる次第であります。

私は、医療改革こそ最優先課題と認識し、圏域の皆様が安心と安全な医療を安定的かつ継続的に提供するため、中核病院でありますむつ総合病院の診療体制を充実させることが重要であると考えており、特に、「医師確保対策」と「待ち時間対策」に重点を置きながら、これまで鋭意取り組んできたところであります。

その結果、平成30年度には、眼科と耳鼻咽喉科に常勤医2名を新たに配置することができました。待ち時間が最も長い眼科においては、外来診療枠の拡充による待ち時間の軽減や、ご不便をおかけしていた白内障などの眼科疾患手術を再開できるようになったところであります。

また、平成31年度からは、脳神経外科、消化器内科、整形外科及び産科に合わせて5名の常勤医が増員される予定となっております。

このほかにも非常勤職員として、循環器内科、糖尿病内科、整形外科、腎臓内科、呼吸器内科及び小児科の医師が、新たに診療応援に来てもらえることになっております。

今後は、医師の増員により、内視鏡や超音波などの検査体制の充実や、糖尿病に係る地域連携パスによる治療の推進、手厚い出産体制の構築、脳疾患への早期対応が可能になるとともに、むつ総合病院の大きな課題であります「待ち時間」の解消にもつながっていくものと考えております。

また、腎臓内科が新設されることにより、疾病患者のむつ総合病院での専門治療が可能となります。

これまで、下北医療センターの最大の課題でありました医師確保に当たり、構成町村長の皆様をはじめ、弘前大学及び青森県の関係各位のご尽力、ご協力に対し、心から御礼を申し上げたいと存じます。

次に、待ち時間対策につきましては、これまで

福祉施設入所者などの午後診療予約、退院後の外来予約、検査結果時の予約などの待ち時間の短縮に向けた取り組みを実施してまいりましたが、そのほかにも、待ち時間の負担を軽減するため、診療科待合室にモニターを設置し、呼び出し番号、ニュース及び病院からのお知らせなどの各種情報を提供しております。

平成30年度においては、待ち合いカフェを設置して、さらなる利便性の向上に取り組んできたところであります。これらの対策による効果も徐々に上がってきているものと思っております。

しかしながら、待ち時間の解消には医師の増員が重要であると考え、医師の増員によるその効果に改めて期待をしているところであります。

むつ総合病院は、平成29年度実績で延べ1,938名と非常に多くの医師の皆様が診療応援を仰いでいるところであります。

その応援医師の長時間にわたる移動の負担軽減を図り、安心して快適に通勤をしていただけるよう、昨年11月、弘前大学とむつ総合病院を往復する通勤バスの実証実験を行ったところであります。

平成31年度は、通年の本格運行に向け、取り組んでまいりますが、実証運行の結果を踏まえ、医師のニーズなどを十分に把握しながら課題などを解消し、効果的な運用を図ってまいりたいと考えております。

さらには、応援医師の本来業務である「医療」への時間的支障を少しでも取り除くために、短時間移動を可能とするヘリコプターによる実証実験を実施する予定で、調整を行っているところであります。

また、平成31年度は、むつ総合病院一般病棟の基本構想に着手いたします。

一般病棟は昭和52年の完成から42年余り経過し、老朽化が著しくなっております。拠点病院としての機能を維持するとともに、地域住民から信

頼される病院を目指すため、建替えに向けた基本構想に着手する決断をしたところであります。

次に、医療機能等整備計画についてであります。圏域における医療のあり方として、時代の変化に応じた医療機能の見直しに対応するため、当組合を構成する病院及び診療所の医療機能、病床数などの検討を行い、今後目指すべき整備方針を定めるために、計画の策定を行っております。

平成31年度からは、計画の実施に向けた取り組みをしてまいります。

全国的に地域医療に携わる医師の不足が叫ばれる中、常勤医師や派遣医師が大幅に増員されることは、下北医療センターにとりまして大きな前進であり、これまで鋭意取り組んできた努力の結果だと自負しておりますものの、弘前大学をはじめ、青森県等の関係機関のご協力がなくては、到底成就するものではありません。

2次医療圏の「医師少数区域」に分類されました下北地域であります。これが地域の実情でありますので、今後も、手を緩めることなく医師確保に向けた活動を続けてまいり所存であります。

以上、平成31年度の組合運営に臨む所信の一端を申し述べましたが、今後も人口減に伴う患者数の減少、医師をはじめ、薬剤師や看護師、医療技術者の不足などにより、各病院・診療所を取り巻く環境はますます厳しくなることが予想されますが、下北地域の医療を守るため、そして、地域住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員の皆様及び地域住民の皆様には、なお一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（齊藤孝昭） これで管理者の運営方針を終わります。

◎日程第5 議案一括上程、提案理由の

説明

○議長（齊藤孝昭） 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第8号まで並びに報告第1号から報告第3号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました8議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、働き方改革の推進に伴い、長時間労働の是正を図るため、人事院規則の一部改正等を参酌し、時間外勤務命令の上限を定めるものです。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター料金及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、料金及び手数料の額を改定するためのものです。

次に、議案第3号 一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、学校教育法などの一部改正により、専門職大学等の制度が創設されることに伴い、修学資金の貸与に関する事項について改めるためのものです。

次に、議案第4号 一部事務組合下北医療センター専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、学校教育法等の一部改正により、専門職大学等の制度が創設されることに伴い、水道法施行令等の一部改正を参酌し、水道技術管理者の資

格を改めるためのものであります。

次に、議案第5号及び議案第6号についてであります。これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります南黒地方福祉事務組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同約の変更について、関係地方公共団体と協議するためのものであります。

次に、議案第7号 平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。大間病院では、収益的収支において、決算見込みにより医業収益及び医療・医業外費用を増額するとともに、たな卸資産購入限度額を改めております。

また、資本的収支においては、医療機器購入に係る補助決定により県補助金を増額したほか、器械備品購入に係る入札額の減少に伴い、企業債、市町村補助金及び器械備品購入費を減額しております。

これにより、収益的収支の予定額は、収入が119億9,028万3,000円、支出が118億9,028万3,000円となります。

また、資本的収支の予定額は、収入が11億3,944万円、支出が15億1,167万4,000円となり、収入額が支出額に対し不足する額3億7,223万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

次に、議案第8号 平成31年度一部事務組合下北医療センター予算についてご説明いたします。

まず、「業務の予定量」についてですが、病床数は、前年度と同じく650床としております。

患者数は、入院患者数で年間14万5,804人、外来患者数で年間31万966人を見込んでおります。これを前年度と比較しますと、入院患者数で年間4,504人、3.2%の増、外来患者数で年間1,305人、

0.4%の減となっております。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所、佐井地区診療所及び風間浦診療所において、医療機器整備事業を予定しております。

次に、「収益的収入及び支出」についてご説明いたしますと、収入は、本部収益6,864万8,000円、病院事業収益120億3,158万5,000円の合計121億23万3,000円、支出は、組合事務費であります総係費6,864万8,000円、病院事業費用120億2,158万5,000円の合計120億9,023万3,000円を計上し、差引き1,000万円の純利益となる収支計画としております。

次に、「資本的収入及び支出」についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業の外に、むつ総合病院ではボイラー改修事業を、大畑診療所ではエアコン改修事業を予定しております。

これにより、収入で18億2,147万8,000円、支出で21億6,107万9,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額3億3,960万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

また、主要な事業として、むつ総合病院において、一般病棟建替え基本構想、むつ下北・地域医療連携事業及び応援医師通勤支援事業を予定しております。

なお、企業債については、むつ総合病院、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所及び脇野沢診療所が実施する事業に係る起債の目的、限度額等を定めております。

次に、報告第1号及び報告第2号についてであります。これら2報告は、損害賠償の額を定めることについてでありまして、むつ総合病院で発生した医療事故について、相手方と和解したこと

により、損害賠償を早急に支払う必要が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第3号についてであります。本報告は、平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、主な内容といたしましては、むつ総合病院では、収益的収支において、報告第1号及び報告第2号の損害賠償金に係る費用及び収入を増額したほか、薬品費の増額に伴い入院収益等を増額しております。

また、資本的収支においては、医療機器購入に係る補助決定により県補助金を増額したほか、早急に医療機器を購入する必要が生じたことに伴い財源更正を行うため、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました8議案3報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斉藤孝昭） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第6 一般質問

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第6 一般質問を行います。

◎工藤祥子議員

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員の登壇を求めます。1番工藤祥子議員。

（1番 工藤祥子議員登壇）

○1番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。一部事務組合下北医療センター議会第132回定例

会に当たり、一般質問を行います。

地元紙にむつ総合病院に常勤医5人増というタイトルの記事が出ました。また、非常勤医の診療応援も6名ふえる見込みともありました。特に脳外科医不在となっているむつ総合病院、多くの市民は喜びをもってこの記事を読んだことと思います。

ところが、この記事掲載から数日後、次のような話を聞きました。朝5時ごろ、家族が意識を失っていたのに娘さんが気がつき、救急車でむつ総合病院に行ったが、脳出血していたとの当直医師の判断、非常勤の脳外科医が到着し、青森市の病院に行くことになったが、その日は吹雪でドクターヘリが飛べない、救急車でゆっくり走って青森市内の病院まで運び、到着したのが昼12時少し前、手術したのが午後2時と聞いています。しかし、その方はいまだに意識不明だそうです。処置が早ければ、その患者の意識が回復していたのかどうかはわかりませんが、常勤の脳外科医が不在でなかったならという家族の思いは残っているのではないのでしょうか。これが私たちの住むむつ下北の医療過疎の実態の一例です。

これが少し動いてきました。多くの市民の声、宮下管理者はじめ関係者の行動で少し明るさが見え始めています。昨年改正医療法及び医師法が国会で成立し、医師不足や医師偏在に関し、都道府県の役割を強化し、交付税も手当てすると報じられています。むつ市のほか、七戸、三沢、公立病院の常勤医も増えると報道されています。

日本の医師数は、人口1,000人当たり2.4人と、先進国平均の3分の2にとどまっていると言われていています。もっともっと先進国並みに医師の増員を求め、そして地域の格差是正に向けて皆さんと声を上げていかなければと改めて考えております。

それでは、通告に沿って質問いたします。第1

の質問、医療機能等整備計画（素案）についてです。2017年に策定した新改革プランに基づく整備方針というべき医療機能等整備計画（素案）がことし1月に策定されました。計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間です。68ページという長いものですが、1つ目として主な柱について説明してください。

2つ目として、この計画に市民のパブリックコメントは何件で、どのような意見があったのか。

3つ目として、下北地域医療構想とも連携して進められている中身ですので、2月1日のむつグランドホテルで開かれた下北地域医療構想調整会議でどのような意見が出たのかお知らせください。

第2に、医師確保についてです。市長の会見では、19年度末までに5人の常勤医と6人の非常勤の診療応援も増えるとしていますが、具体的に報告をお願いいたします。

早速整形外科医が増えるそうだというので、新聞記事を見た住民から、前のように川内診療所ほかに来られるようになるのか、ぜひ実現してほしいと訴えられました。川内住民にとって、また周辺の住民にとっては、切実な要望なのです。

第3に、病院のシステム化についてです。改善が進んだというものの、待ち時間が長いというのが今でも患者の声です。診察から会計まで流れが悪い、他の診療科からの流れもスムーズにいかない等の声もあります。電子カルテ導入の現状と課題について伺います。

以上が壇上からの質問です。前向きな答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

私からは、医師確保についてのご質問にお答え

をします。その他につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

私は、むつ総合病院が変われば、むつ下北が変わるというふうに考えております。血液浄化センターが稼働する前は、遠く野辺地町や三沢市の病院まで通わなければならなかった透析の患者の皆様がおりました。また、救急患者が運ばれてくると、外来をなげうって駆けつけなければならない医師がいる一方、いまだに4時間を超える外来の待ち時間を耐える方々がおられます。

私は、そういう状況を変えたいと、そこを変えることができればむつ下北がよくなると、そしてそのための大きなポイントは医師確保にあると考えています。

これまでも繰り返し答弁してきておりますように、医師確保のためにはありとあらゆる機会を捉えて訴えてまいりましたし、地元から医師を育てる方策もむつ市のほうでは実施をしていただいているようでございます。

そして、平成31年度からは大きく3つの政策を総合的に進めるいわば医療改革のための政策パッケージでもって事態を進めたいと考えております。

具体的には、弘前大学との連携を強化するむつ下北・地域医療連携事業や応援医師の通勤負担を軽減する応援医師通勤支援事業、老朽化が進む一般病棟の建替えに向けた一般病棟建設基本構想策定事業、それら3つの政策を一体的に進めることで、医師確保と診療環境の充実を図り、待たない、選ばれる、信頼されるむつ総合病院への道を切り開いてまいりたいと考えております。

こちらのご質問の詳細につきましても担当から説明をさせていただきます。

○議長（齊藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（山本伸一） 工藤祥子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、医療機能等整備計画（素案）についてのご質問の1点目、素案の主な柱は何かについてですが、本計画は今年度末での策定を目途として、現在最終調整を行っているところであり、その上での答弁となりますことをご了承いただきたいと存じます。

計画の策定に当たりましては、各病院及び診療所の経営状況、国民健康保険と後期高齢者医療のレセプトデータに基づく当地域における患者の受療動向等から現状分析を行っております。これによりますと、人口減少に伴い、外来患者数は年々減少していく一方で、入院患者数については2040年ごろから現在の水準を下回っていく見込みであるものの、2035年ごろまでは救急搬送患者と入院患者数は現状レベルで推移していくということが予測されております。

また、下北地域医療圏では在宅医療を提供できる施設が少ないため、入院機能を維持し、入院患者に対応する必要があります。そのため、本計画では現在運営している病院及び診療所の体制をより適正に配置していくことを大きな柱としております。

また、施設を維持し、適切な医療を提供していくため、医師をはじめとする医療スタッフの確保、一部事務組合として本来の機能を発揮するための連携強化、診療所における受け入れ患者数の増加のための取り組み、各病院及び診療所における薬品等の共同購入による経営の効率化なども計画の柱としております。

次に、ご質問の2点目、本計画の策定に当たり実施したパブリックコメントで提出された意見の件数及び内容についてであります。パブリックコメントにつきましては、平成31年1月号の構成市町村の広報紙で事前にお知らせをした上で、平成31年1月18日から2月1日までを意見募集期間とし、計画素案についてはホームページに掲載した

ほか、当センターの病院、診療所及び構成市町村の庁舎等、計23カ所を閲覧及び資料配布場所として実施いたしました。意見の提出はありませんでした。

次に、ご質問の3点目、2月1日開催の青森県（下北地域）地域医療構想調整会議でどのような意見が出たのかのご質問でございます。事務局である青森県健康福祉部から病床数等にかかわる報告がありました。今回の数値は、速報値という前置きの後、2025年に見込まれる下北地域の総病床数は580床で、団塊の世代が全員75歳以上になる同年を見据えた必要病床数453床を127床上回っているとの説明があったところであります。

県からの報告事項の後、協議事項に入り、その中で橋爪むつ総合病院長から、むつ総合病院では老朽化した病棟の建替えを予定しており、その際に地域性を考慮し、病床数や病床機能について検討していくとの発言がありました。

また、松岡大間病院長は、大間病院は外来患者は減ってきているが、入院患者は増えている。退院後に帰るところがないというのが実情。回復期への一部病床転換を検討していると発言しております。

私からは、下北医療センターが開設している施設でありますむつりハビリテーション病院について発言をさせていただきました。同病院には、現在医療療養病床数が80床、介護療養病床数が40床の計120床の入院病床があります。国の制度改正により介護療養病床が廃止になることから、2024年3月末までに介護療養病床40床を介護医療院等への移行を検討し、慢性期の患者に対応していかなければならないと考えておりますという内容のことを説明させていただいております。

また、楨むつ下北医師会副会長の発言の趣旨は、在宅を担う医師が不足しているとの内容でありました。

以上、会議での主な発言内容を説明させていただきました。

- 議長（齊藤孝昭）　むつ総合病院事務局長。
- むつ総合病院事務局長（柳谷孝志）　質問項目の2点目、医師確保に係るご質問について、管理者答弁に補足いたします。

医師確保について、その内容を具体的に示してくださいとのことでありますが、平成30年度から申し上げますと、平成30年10月には耳鼻咽喉科の常勤医師が1名から2名に増員されました。また、平成31年1月には眼科の常勤医師を採用することができました。平成31年度には、4月から脳外科医の常勤医師が1名配置され、消化器内科の常勤医師が7名から8名に、産婦人科医の常勤医師が3名から5名に増員となります。さらに、平成31年10月からは整形外科医が4名から5名に増員となる予定であります。

以上、31年度において常勤の医師が計5人増員される予定であります。

常勤医だけでなく、非常勤の医師の増員も予定されております。4月から専門医がいなかった腎臓内科医が月2回程度、循環器内科医、呼吸器内科医、糖尿病内科医及び小児科医が週1回程度派遣される予定になっております。

次に、例えば整形外科医の派遣ができるようになるのかというご質問であります。平成31年10月から増員の予定でありますものの、そのことによってむつ総合病院の整形外科医を下北医療センター内の病院、診療所に派遣できるようになるのか、現時点では明言はできかねます。

医療センター内の各病院、診療所において、整形外科医を待ち望む多くの患者の皆様がいることは承知しております。しかしながら、まずはむつ総合病院での勤務になれていただかなければなりませんし、またむつ総合病院の整形外科の医師が5名になっても余るといふ状況になるわけでもあ

りません。しばらくむつ総合病院整形外科での勤務の状況を見定めつつ、検討していくことになるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問項目の3点目、病院のシステム化について、電子カルテの現状と課題についてであります。むつ総合病院では平成25年から電子カルテの基幹システムの整備を行い、検査やレントゲン、調剤等の各種関連システムと連携しながら、平成26年4月より運用を行っているところであります。

電子カルテを運用するに当たっては、各種医療機器と接続し、検査等の情報を電子化して取り組む必要があります。しかし、電子カルテの基幹システム導入時においては、内視鏡や超音波、透視等の一部の医療機器と接続できず、電子データをシステムに取り込むことができない状況で、接続するためには機器の更新や新たなシステムの導入が必要とされ、多額の費用がかかることから先送りされた経緯があります。

このことから、現在でも電子化できない検査データの保存や同意書等の原本の保管に旧紙カルテを使用しており、電子カルテと併用しながらの運用を行っている状況で、効率性の上でもこれが大きな課題となっている現状にあります。

また、現在医療機器の更新の際には、電子化が可能な機種を導入を行っており、費用の関係で多少時間がかかるものと思われませんが、今後も課題等を解消しながら業務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長（齊藤孝昭）　1番工藤祥子議員。
- 1番（工藤祥子）　1番から順番に再質問させていただきます。

一部事務組合下北医療センター医療機能等整備計画をインターネットでとって、私も一応ずっと

見てみましたが、すごく参考になったのは各病院と診療所からのヒアリング、聞き取り調査ということで、さまざまな課題が書かれているというのがすごく参考になりました。そして、今むつ病院の医師不足等がクローズアップされていますが、むつ病院を支える各病院、各診療所の中においても医師不足が大きな問題になっているし、後継者不足が大きな問題になっているということを改めて知りました。やはりむつ病院に高度医療をやっていただくためには、周辺の病院、診療所等も本当に充実させていかなければいけないということを改めて学んだわけです。

そして、この医療機能等整備計画というのは、国で出した方針にのっとって地域医療構想というのがつくられて、そして2015年に青森県では4,700ベッド削減、28.5%削減案が出されて、そして下北の中でも34.5%のベッド削減ということが出されたのですが、これがなかなか全国的に進んでいないということは新聞報道で承知していますけれども、私この整備計画をもうちょっと現状維持、そして方向性について、ベッド数を数えてみたら、余り削減という具体的な方向が出ていないので、実は安心いたしました。

でも、その中でちょっと心配になったのは、具体的な方向として出ているのが川内診療所の問題です。川内診療所の今の入院ベッドの稼働が6割弱なのです。それでも、この報告書の中では利用されていないということで、19床を無床にするということも含めて検討するという、そういうふうな文章が出ていまして、私としてはすごく心配しているのですが、またそういう中でも一つの方向として、介護している方が疲れて一時的に休むために入院をさせるというレスパイト入院としての役割をアピールしていくべきではないかと書いてあるのですが、私は本当にこのことは大事だと思っています。

ちょっと前後しましたけれども、前に返りまして、今国の流れ、県の流れとしては、入院から在宅へという、そういう流れがあるのですが、在宅診療の充実、これが本当に今望まれていますけれども、下北では在宅診療というものの将来の構想はなかなか見えてこないということがこの医療整備計画の中にも書いておりました。

この下北医療圏の中の課題として、次のように書いています。高齢者数の増加や入院需要の増加、多死社会の到来、独居高齢者の増加による通院困難者の増加等によって在宅医療の需要はますます増加することが予測されるが、下北医療圏として、また当組合として在宅医療に対する方針が定まっていない、このような指摘が出ていました。

そして、もっと医師会とか関係機関とも連携して在宅医療に対する対応方針を協議、検討することが必要だと書いていますが、本当にこれは大切な視点だと思っています。前に管理者も在宅医療をやるためには、訪問医師が少ないと、このような発言もしていましたけれども、そういう立場での在宅医療を行う医師の増加、このことをなくしてはなかなかベッド削減ということには踏み切れないのではないかと考えています。

そして、ことしの調整会議の中で、127床必要ベッド数に比べて上回っているという県の指導が出ていますけれども、このことについてはどうでしょうか。私は、やはりこれはむつ市、下北の実情に鑑みて、これ以上ベッドを減らすということは、下北の住民の命のことを考慮した上ではどうなのかなということを実際に考えていますけれども、これから検討する課題だと思いますが、どうでしょうか。このような方針に対して、本当に対応できるのでしょうか。

○議長（齊藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

そもそも医師数というか、これが非常に少ない

エリアでありますので、むつ総合病院ですら充足できていないというのが現状であります。また、地域全体の医師数を見ましても、2次医療圏別で見ても、あるいは3次医療との距離で見ても、下北地域というのは最悪の状況にあるということで、そもそも2次医療を担うむつ総合病院でも、1次医療機関でも足りない状況の中で、なかなか在宅のほうに医師が十分な形で行くということは、下北地域では現状難しいというのが実情でございます。したがって、ベッドを減らすということは、これはあくまでも構想でありまして、それを実現するに当たっては、地域の方々の医療、将来にわたっての医療を踏まえて、これは実現していくものだとして理解しております。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 私も宮下管理者と同じ意見で、本当にむつ下北の現状を考えれば、127床上回っている、そうですかと答えられない、このような現状があると思います。

ただ、私はこの整備計画等の中で、むつ総合病院だけの医師不足ではなくて、それを支えている下北の病院、診療所の中でも、医師不足が今深刻な状態で起きているということを改めて知りまして、このことももっともっとへき地地域の医療を担う、そういう役割ということで、もっともっと重視して交渉していかなければいけないのではないかなと思っています。ここもしっかりと機能していなければ、むつ総合病院にまた患者が集中する、入院患者が集中するというので、本当に回っていかない、ここをもう少し私は柱として捉えて、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っています。

それから、話が前後しますけれども、川内診療所、無床も含めて検討課題として、この整備計画の中で指摘されています。先ほど言いましたように、レスパイト入院の有効性、このことを訴える

とともに、もう一つ、私川内の人間として強調したいのは、川内診療所に対して国保会計から交付金、補助金が出ているのです。それは、へき地診療所としてきちんと国が位置づけて、近くに公共交通で30分以内に病院がないところ、そしてもう一つは、ちょっと私が書いたのを見つけられませんけれども、そういう条件のもとでクリアをして、脇野沢診療所と川内診療所に国民健康保険のほうから交付金が出ています。せっかくこういうふうな国のほうで位置づけて交付金、補助金を出しているこの川内診療所と脇野沢診療所もきちんと機能させて、そしてむつ病院を支える病院として充実させていかなければいけないと、このように思っていますが、どうでしょうか。国としても、へき地診療所として、診療所として位置づけています。このこともまず1つ頭に置いていただきたいということですが、どうでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

国としての考え方というのは、これは国が考えるべきことであります。我々は、川内診療所も含めて各診療所、これは国の交付金というのがまずあって、それからそれぞれの診療所ごとの経営をしておりますので、その収益、収支があって、その中で、さらに圏域の皆様の安心、安全、医療、これをどう守っていくかと、このような観点で経営をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） それから、整備計画の中でもう一つ重要な指摘がありました。医療センターのあり方として、組織として当組合の抱える医師不足問題や超高齢化社会の到来によって、今後ますます需要がふえることが予想される在宅医療、救急医療等に対する当組合としてのあり方を皆さんが集まって検討する、このような場がないと、こ

のような指摘がありましたけれども、これからはこのような場をつくっていくという考えはありますでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 在宅につきましても、救急医療につきましても、そうした場を設けて、今後議論を進めていきたいと考えております。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） この整備計画をどのような形でこれから利用、活用していくということなのでしょう。

○議長（斉藤孝昭） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（山本伸一） まず、今の素案、まだ素案の段階でございますけれども、これにつきましては非常に広い部分での計画になっておりますものから、これをさらに来年度におきましては組織としての課題を改めて洗い出しまして、整理しながらその対策をとると。可能な部分からこれを進めていくということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 入院病棟建替えの事業も始まりますので、その中でもこの素案をたたき台にして活用していただきたいなと思います。1番については、この程度にいたします。

次に、第2ですけれども、医師確保について、今具体的な報告がありました。1人でも2人でも医師が増えるということは、下北の住民、むつ市民にとっては本当にうれしいことです。しかし、整形外科の派遣は10月からということで、まだどうなるのかということのめどが立たないという答弁でしたけれども、医師の忙しさは私も承知しております。前川内診療所に来た整形外科の医師は、もうお昼もゆっくり食べることができないで、移動の車の中でおにぎりを食べながら来たという話も私聞いていますので、本当に市民の要望に応え

るというのはまだまだつらいところがあると思いますけれども、課題として何とか可能性を探っていただきたいということを要望として伝えたいと思います。

それで、第3番目の電子カルテの現状ということも、金もかかるし、よくわかりましたけれども、本当に待ち時間が長いということで、電子カルテとの関係で私に話をしてくれる患者さんもいましたので、これとは余り今回直接関係ないということなのですね。医師不足が一番のネックになっているということなのですね。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 今のご質問は、電子システム化による電子カルテの現状と課題ということで、これが待ち時間にどの程度影響しているのか、それほど影響していないののではないかというようなご質問だったと理解しますが、待ち時間の長さというのは、そもそもいろんな原因があって、一番大きいのはやはり患者数に対しての医師の数というのが一番大きいのかなというところがあります。そういう部分で、管理者を先頭に医師確保に一丸となって取り組んでいるということがあります。

そのほかに、電子カルテももちろんその一つの原因にはなっているのかなとも思います。あとは、細かいかどうかわかりませんが、患者が朝に集中するとかということも大きな原因でありましょうし、いろんな原因で時間が長くなっているというような現状があるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） この整備計画の中でも、電子カルテのシステムによる運用確立ということで課題が載っていますけれども、これはもう少し時間をかけてやっていくということの答弁でしたね。

そうすれば、大体いいのでしょうか。

そうすると、急激な地域医療構想によるベッドの削減ということは、ここ近年はないということですが、もっともっとむつ市のさまざまな現状、下北が本当に面積が広くて道路事情が悪いという、そういう事情をもっともっと訴えて、この課題に取り組んでいただきたいということを申し述べて、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（斉藤孝昭） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

◎日程第7 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（斉藤孝昭） 次は、日程第7 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（斉藤孝昭） まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。

以上で議案第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（斉藤孝昭） 次は、議案第2号 一部事務組合下北医療センター料金及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 議案第2号について質問いたします。

消費税の税率引き上げに伴い、予約診療費、死亡診断書料、医療相談料等、料金及び手数料の額が改定されるとの説明ですが、消費税8%から10%へ引き上げとなる影響額は合計で幾らぐらいになるのでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） むつ総合病院でお答えさせていただきます。

病院の収益の大宗を占める診療報酬については非課税となっておりますことから、今回の一部事務組合下北医療センター料金及び手数料条例の改正の影響はございませんが、この条例の改正に伴う10月からの料金、手数料等の増税分についての影響額は、これまでの実績等から約125万円程度と試算しております。

以上です。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。以上で

議案第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

(1番 工藤祥子議員登壇)

○1番(工藤祥子) 議案第2号について反対討論をいたします。

これまで消費税5%から8%増税による景気の落ち込みが回復せず、2度にわたり8%から10%への税率引き上げを延期してきました。今の国会論戦の中でも、引き上げの根拠が崩れ、直近の朝日新聞のアンケートでも55%の国民が反対です。大阪を中心とする税理士132人が中止を求める要請書を送り、記者会見していました。

また、厚労省は診療報酬を臨時に改正し、初診、再診料や入院基本料に上乘せをすることであります。医療機関に支払われる診療報酬は非課税のため、医療機関の負担になるからです。市民にとっては二重の負担となります。消費の落ち込みが続く今日、また経済的理由による治療中断も言われる今日、市民への負担増となる条例改正に反対いたします。

○議長(斉藤孝昭) これで工藤祥子議員の討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第2号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者14人、起立しない者1人)

○議長(斉藤孝昭) 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第3号 一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇議案第4号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第4号 一部事務組合下北医療センター専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第4号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第5号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の

数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第5号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第6号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第6号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第7号 平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で議案第7号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長(斉藤孝昭) 次は、議案第8号 平成31年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

○1番(工藤祥子) 議案第8号について質疑いたします。

一般病棟建てかえの事業、基本構想策定事業として予算が計上されていますが、関係者、市民等の意見をどのような形で反映させようとしているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長(斉藤孝昭) むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長(柳谷孝志) 住民の皆様や病院に関係のある方々のご意見を頂戴する手法として、パブリックコメントの実施や基本構想策定にかかわる協議体組織への参加等、さまざまな手法が考えられますが、詳細につきましてはこれから検討してまいることとしておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。以上で議案第8号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

（1番 工藤祥子議員登壇）

○1番（工藤祥子） 議案第8号について反対討論いたします。

応援医師通勤支援事業等、前向きな事業もたくさん含まれている予算であることは評価しながらも、市民にとって、先ほどの答弁にありましたように、約125万円の負担増が消費税増税に伴って計上されている予算ということで、一部反対討論いたします。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第8号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者14、起立しない者1人）

○議長（斉藤孝昭） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（斉藤孝昭） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） 報告第1号について質疑いたします。

かつて同様の事故が起きた場合、事故防止の委員会が設定されたということも聞いていますが、今日でもあるのでしょうか、機能しているのでしょうか。

○議長（斉藤孝昭） むつ総合病院事務局長。

○むつ総合病院事務局長（柳谷孝志） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

医療事故が発生した場合は、患者の救命と被害の防止拡大を最優先に取り組むとともに、今後の対応については院内医療事故検討会議において検討することとしております。今回の事案につきましても、院内医療事故検討会議において事故の原因、再発防止等、十分な検討をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（斉藤孝昭） 1番工藤祥子議員。

○1番（工藤祥子） さまざまな要因が重なって事故が起きると言われています。働き方改革の中でも医師の過重労働も明らかになってきています。要因を一つ一つ見定め、医療環境の改善も見据えた方向、総括を出して、積み重ねて防止していただきたいと思います。

○議長（斉藤孝昭） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤孝昭） 質疑なしと認めます。以上で報告第1号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◇報告第2号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で報告第2号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◇報告第3号

○議長(斉藤孝昭) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成30年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) 質疑なしと認めます。以上で

報告第3号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(斉藤孝昭) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(斉藤孝昭) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第132回定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時11分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 齊 藤 孝 昭

一部事務組合下北医療センター議会議員 岡 崎 健 吾

一部事務組合下北医療センター議会議員 正 根 秋 雄